

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年12月2日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 その他 : 14 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	所内変圧器地下タンク排水ポンプ自動起動・停止用水位計において、動作不良(水位が下がらないうちにポンプ自動停止)が認められたため、当該計器を点検修理。	G	
2	3号機	換気空調補機冷却系主冷凍機(A)点検時、出口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	G	
3	3号機	換気空調補機冷却系主冷凍機(D)点検時、入口温度制御弁後弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	G	
4	3号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(C)において、伝熱管リークが認められたため、当該熱交換器を隔離後リーク箇所を特定。	G	
5	3号機	現場制御盤の原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器(A、B)出口流量計において、紙詰まりによる記録紙送り停止が認められたため、当該紙詰まりを解消。	G	
6	4号機	タービン建屋給気処理装置(C)弁点検時、ボンネットボルト・ナット(24組)に腐食及び減肉が認められたため、当該ボルト・ナット交換。	G	
7	4号機	格納容器内側主蒸気隔離弁(B)浸透探傷検査において、弁体シート面に線状指示模様が認められたため、対応検討。	G	
8	4号機	主蒸気タービン蒸気加減弁(1弁)浸透探傷検査において、弁体シート面に線状指示模様が認められたため、対応検討。	G	
9	4号機	湿分分離器(B)ドレンタンク液位発信器テスト弁点検時、ステム部(2本)に傷が認められたため、当該ステム部を補修。	G	
10	4号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備タイマー点検時、警報用タイマーに動作不良(設定時間過ぎても動作しない)が認められたため、当該タイマーを点検修理。	G	
11	4号機	主復水器(C)第一出口水室入口液位接点テスト弁点検時、ジョイントに劣化が認められたため、当該ジョイントを補修。	G	
12	4号機	タービン主蒸気系・補助蒸気系蒸気式空気抽出器駆動蒸気圧力調節弁前弁点検時、計装品(空気バルブ・トリップ弁)にエアリークが認められたため、当該計装品を交換。	G	
13	4号機	主復水器連続洗浄装置ボール循環ポンプ(A,B,C,D,E,F)入口弁及び(A,C,E)吐出弁、ボール回収器(B)出口弁点検時、弁体及びフランジ部に腐食が認められたため、当該弁を補修。	G	
14	その他	1, 3, 4号機電気設備燃料移送ポンプ(A,B,H)用電動機本格点検長期計画において、点検周期逸脱(4サイクルのところ6サイクルで実施)が認められたため、対応検討。	G	